

名古屋市告示第413号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年8月2日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

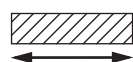
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	牛巻大喜新町線	名古屋市瑞穂区豊岡通2丁目41番地先から	前	0.029	24.54	附 図
			名古屋市瑞穂区瑞穂通5丁目17番の1地先まで	後	0.029	24.54 ～ 36.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分